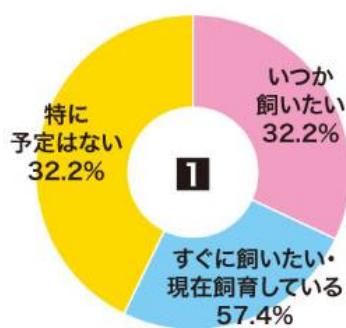


TOPICS

## 賃貸情報サイト『ウチコミ!』 登録大家さん・入居希望者にアンケート調査実施 回答者の57.4%が 「次に住む部屋ではペットを飼いたい」と回答

大家さんと入居希望者を直接マッチングするプラットフォーム「ウチコミ!」を運営する、株式会社ウチコミ(本社：東京都新宿区、代表取締役：大友健右、URL：<https://uchi-comi.co.jp/>)はウチコミに登録する賃貸物件大家さん、お部屋を探している入居希望者それぞれに、居住用賃貸物件についてのアンケート調査を、2020年1月15日(水)～2月10日(月)に実施しました。

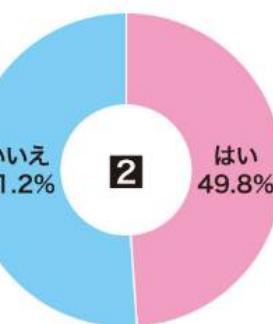
「ウチコミ!」で  
部屋を探す人の半数以上が、  
「次に住む部屋では  
ペットを飼いたい」と回答



動産屋ではまず物件を見つける事が不可能でしたなどの回答があり、ペットを飼いたいという需要に対しても、賃貸物件探しのが困難であり、状況が整っていないことが分かりました。

「ウチコミ!」登録の  
大家さんの約半数が、  
ペット(犬、猫)飼育可の  
物件を保有

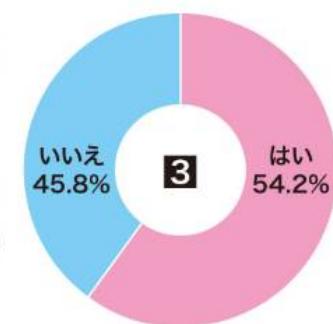
一方で、大家さんに対する「2



する傾向があることが分かりました。

「ウチコミ!」登録の  
大家さんの約半数が、  
ペット(犬、猫)飼育可の  
物件を保有

一方で、大家さんに対する「2



なお、「ペット可物件を探した際の苦労や今後の要望は?」という質問に対しては、「ペット可の表示だけで探しても実際は厳しい条件があつた」「ペット可の物件を見つけるのは困難です。そんな中、「ウチコミ!」の登録大家さんは、多くの入居希望者が、引っ越し後の住まいではペットを飼いたいといふ意向を示しました。

一般的に、賃貸物件でペット飼育可の物件は全体数が少なく、おいて「ペット可」な賃貸住宅は全物件の約12%程度。

(ペット保険のアイペット損保)

(ペット可賃貸の現状について)

201-6



ハウスドゥ！ 帯広店

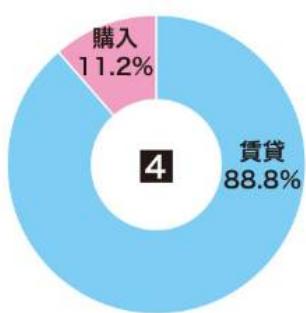


アバマンショップ 帯広南店



アバマンショップ 带広西店





- 【調査結果について】**
- 「気軽に賃貸物件で住み替えたいし、ペットとも暮らしたい」
- ちなみに、ペットを飼いたい場合は賃貸ではなく、持ち家を購入すれば、様々な制約がなくペットと暮らすことができると見えます。しかし、次の住まいを「**4 賃貸・購入どちらで検討していますか?**」という質問には、88・8%が「**賃貸**」と回答しました。その理由は、「気軽に住み替えができるから」という回答が34・4%と最も多く、柔軟に住まいを変えつつ、ペットとの暮らしも手に入れたい、という需要がうかがえました。
- 【大家さんに対する質問】**
- 「**ペット可にする際の懸念事項は何ですか?**」
- | 項目                                       | 回答数(複数回答可) |
|--|------------|
| 1位: 原状回復費用                               | 88         |
| 2位: 臭い                                   | 88         |
| 3位: 室内の損傷                                | 88         |
| 4位: ペットを飼つていない入居者からのクレーム                 | 88         |
| 5位: 近隣トラブル                               | 66         |
| 6位: 騒音                                   | 66         |
| (ペット飼育可の物件をお持ちの方)貸し出す際に費用の追加をしたことはありますか? | 112        |
| 1位: 敷金の追加                                | 112        |
| 2位: クリーニング費用                             | 112        |
| (原状回復費)の増額                               | 112        |

「気軽に賃貸物件で住み替えたいし、ペットとも暮らしたい」

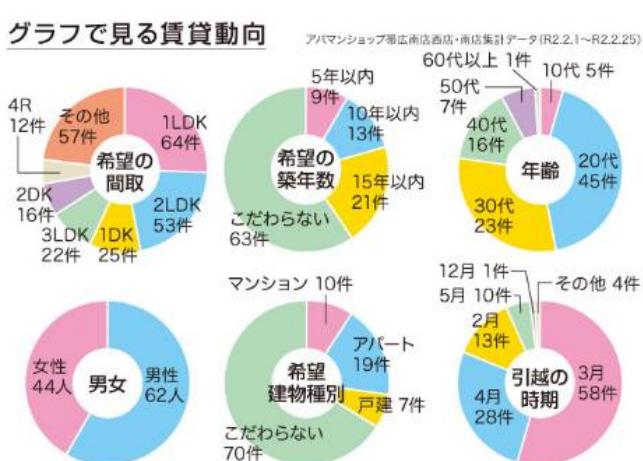
ちなみに、ペットを飼いたい場合は賃貸ではなく、持ち家を購入すれば、様々な制約がなくペットと暮らすことができると見えます。しかし、次の住まいを「**4 賃貸・購入どちらで検討していますか?**」という質



一級管工事施工管理技士  
一級配管技能士  
液化石油ガス設備士

**田中設備**  
代表 田中 一郎

〒080-0311 音更町南鈴蘭北4丁目9  
TEL.0155-31-1977・FAX.0155-30-1266  
携帯.090-3397-5819  
fwie4349@navy.plala.or.jp



台風により部屋のサッシの隙間から雨が吹き込み、布団が濡れてしまった場合、建物の瑕疵を原因として借主の家財に損害が生じたものとして、貸主に対して損害賠償責任を負う可能性があります。しかしながら、濡れた布

人は弁償する責任はありますか？その責任がある場合、賠償責任の額は、新品の布団の買換えか、クリーニング代の支払いなどどのような対応が必要となりますか？

台風の影響で、ブレーカーが使えないままにしていた為、その後カビが生えてしまつたのですが、賃借人は弁償する責任はありますか？その責任がある場合、賠償責任の額は、新品の布団の買換えか、クリーニング代の支払いなどどのような対応が必要となりますか？

台風により部屋のサッシの隙間から雨が吹き込み、布団が濡れてしまった場合、建物の瑕疵を原因として借主の家財に損害が生じたものとして、貸主に対して損害賠償責任を負う可能性があります。

台風によりマンション最上階の部屋のサッシの隙間から雨が吹き込みました。窓際にあつた布団を賃借人はそのままにしていた為、その後カビが生えてしまつたのですが、賃借人は弁償する責任はありますか？その責任がある場合、賠償責任の額は、新品の布団の買換えか、クリーニング代の支払いなどどのような対応が必要となりますか？

台風によりマンション最上階の部屋のサッシの隙間から雨が吹き込みました。窓際にあつた布団を賃借人はそのままにしていた為、その後カビが生えてしまつたのですが、賃借人は弁償する責任はありますか？その責任がある場合、賠償責任の額は、新品の布団の買換えか、クリーニング代の支払いなどどのような対応が必要となりますか？

台風の影響で、ブレーカーが使えないままにしていた為、その後カビが生えてしまつたのですが、賃借人は弁償する責任はありますか？その責任がある場合、賠償責任の額は、新品の布団の買換えか、クリーニング代の支払いなどどのような対応が必要となりますか？



## 「賃貸経営」一問一答



団をそのままにしておいたために生じた損害については、借主の落ち度により損害を拡大させたものであるため、貸主は賠償責任を負いません。布団が濡れた程度にもありますが、それを放置することなく、天気の回復を待って日干しするなどの対応を行えば、少しづつ、貸主による損害賠償の対象となるのは、コインランドリー代やクリーニング費用程度であり、貸主に

本件では、台風の影響でブレーカーがショートし、賃借人は4日間室内で電気が使用できず、賃借人の使用収益が妨げられているため、その4日間については賃料減額の対象になると考えられます。公益

団法人大日本賃貸住宅管理協会の賃料減額ガイドラインによれば、貸室設備の不具合により電気が使えない場合、賃料減額割合：40%、免責期間2日となつており、賃料が月額10万円であったとすれば、 $26666 \text{ 円} / 10 \text{ 万円} \times 40\% \times (4 \text{ 日} - 20 \text{ 日}) / 30 \text{ 日}$ の減額となります。

ただし、このガイドライ



### 中古住宅

- POINT① ▶築浅中古住宅
- POINT② ▶南向き!日当たり良好



### 不動産情報

**帯広市西13条南17丁目**  
土地面積: 264.51m<sup>2</sup>(80.01坪)  
延床面積: 130.41m<sup>2</sup>(39.44坪)  
宅地 H29年●月築  
十勝バス・拓殖バス  
緑ヶ丘消防署前停 2分  
緑丘小学校  
帯広第五中学校区  
**価格 2,780万円**



### 中古住宅

- POINT① ▶地下1階付平屋建
- POINT② ▶大型電動シャッター付車庫



**池田町字旭町3丁目**  
土地面積: 370.90m<sup>2</sup>(112.19坪)  
延床面積: 153.04m<sup>2</sup>(46.29坪)  
宅地 H7年11月築  
コミュニティバス  
旭町3丁目停 3分  
池田小学校  
池田中学校区  
**価格 1,530万円**



### 不動産情報

## 屋根・外壁・断熱

リフォームはおまかせください

お見積もり・ご相談は無料  
お気軽にご相談ください

**☎(0155)24-5988**

笑顔あふれる住まいづくりのお手伝い

**合同会社 縁**

帯広市西5条南28丁目1番地3

お客様との出会いを大切に  
迅速・丁寧に対応します

**不動産登記・名義変更**

**会社設立・商業登記**

**遺産相続・生前贈与のご相談**

お気軽にご相談ください



**司法書士クローバー法務事務所**

帯広市西2条南6丁目1 ポツビル3F

TEL(0155)67-7781

## ◎ おすすめのお店



おすすめは「羅妃焚風・担々麺」です!  
羅妃焚といえは、担々麺!ぜひ味わってみてください。

らーめん専家 羅妃焚(らびた) 帯広店

0155-24-0104

帯広市西8条南1丁目 営:11時~24時(金・土曜~翌1時)  
※10各30分前 休:木曜

スタッフ紹介

- このコーナーでは、当社で働くスタッフを紹介していきます。

アバランシヨック都筑南店の店長をしております中山です。初回のこちらの通信でのご挨拶をさせていただいた入社時から、あつたという間に、入社が経営・業務にも慣れ、わずかな余裕が持てるようになつてまいりました。

前職が飲食業やアパレルでの小売業で、そこから他の不動産業は勝手がつかめず、四苦八苦してまいりましたが、今となつては入社したことでのオーナー様であつたりお客様であつたりといろいろなつな

がりを持たせていただき日々成長だとおもっております。また、弊社ではアバマンショップを2店舗運営しておりますが、私は南店に在籍しております。こちらの店舗のスタッフは現在3名体制で営業しております。先日の通信でご紹介させていただきました、訓練出身で多種多様なキャリアを持つ藤本と、帯広出身の若手女性スタッフの阿部が在籍し、活気のある店舗運営を続けていきます。たく思っております。お時間のある際や、近くまでお越しの際はぜひお立ち寄りください。スタッフ一同、心よりお待ちいたしております。

から抜粋  
から の 報 告 2020年  
1月25日

# がんばれ加藤くん！東京からの報告

2020年  
1月25日



不動産の表示に関する登記について  
土地や建物に関する調査・測量・申請手続代理業  
土地境界測量・土地分筆・更正・  
地目変更等・建物表題登記  
増築・減失登記・土地境界紛争手続代理業務等  
お気軽にお相談ください。〈相談無料〉

土地家屋査定士 渡部尚博事務所

土地家屋調査士  
民間紛争解決手続代理関係業務 渡部 尚博

土地家屋調査士  
民間紛争解決手続代理關係業務  
(ADR認定調査士) 渡部 尚博

(ABP)能登譜宣上  
幕別町札内曉町248番地122  
TEL/FAX 0155-66-4022 MOBILE 090-2697-4944  
E-mail watanabe-chousashi@lime.plala.or.jp

建築・リフォーム業

株式会社 カトウ

代表取締役 社長 加藤 康成

携帯**080-8287-5539**  
E-mail katou.asuteru@gmail.com

本社〒080-0012 帯広市西2条南21丁目19-2

TEL(0155)67-8745 · FAX(0155)67-8957

西支店 〒080-2473 帯広市西23条南3丁目56-4